

# 横断的事項について

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見①

No	意見等の内容	団体名
1	○喀痰吸引等を行う職員の専門性を評価するとともに、職員の養成に関する施設の負担を勘案し、研修等を修了して喀痰吸引等を実施する要件を満たす職員の配置に対する加算を設けるべき。	全国身体障害者施設協議会
2	○人材不足が深刻化するなか、ケアの質を確保し、高めていくために欠かせない人材確保に向けた支援施策（抜本的な報酬の改善等）と、職員の質の向上を図るための支援施策（研修や資格取得の支援等）を推進すべき。	
3	○利用者の支援の量や必要度が非常に高い、ストレッチャー利用者、電動車いす利用者、車いす利用者が1人以上の場合には加算の対象とすべき。	
4	○通園事業（通所を含む。）利用者の通園保障のため、経営実調から欠席補償ではカバーできない経営実態を踏まえ、安定した運営が可能となる報酬単価を設定すべき。	全国重症心身障害児（者）を守る会
5	○福祉・介護職員の処遇改善加算および処遇改善特別加算を一本化し、その水準については一層の向上を図り、対象職種は全従業員に拡大すべき。	全国社会就労センター協議会 他 （同旨：日本自閉症協会、日本知的障害者福祉協会、日本身体障害者団体連合会、全国精神障害者地域生活支援協議会、全国精神保健福祉会連合会、日本重症心身障害福祉協会）
6	○食事提供体制加算の減額施策が平成29年度（平成30年3月31日）まで延長となったが、利用者が安心して施設を利用できるように30年度以降も継続すべき	全国肢体不自由児者父母の会連合会 他 （同旨：全国社会就労センター協議会、全日本ろうあ連盟、きょうされん、全国手をつなぐ育成会連合会、日本盲人会連合、日本知的障害者福祉協会、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会、日本身体障害者団体連合会、日本精神科病院協会）
7	○通所施設利用者の送迎加算額を増額すべき。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
8	○保護者の負担を軽減し、安心した療育が提供できるようにするため、食事提供加算の基準を追加すべき。	日本盲人会連合
9	○高次脳機能障害者・児に対する社会的行動障害加算を新設すべき。	日本脳外傷友の会
10	○高次脳機能障害者・児利用者に関する多機関参加の支援会議開催に対する報酬を新設すべき。	
11	○他機関に提供する利用者情報提供文書作成に対する加算を新設すべき。	
12	○常勤職員・専門職職員を継続して雇用できる（安心して就業できる）適正な報酬単価の見直しを図るべき。	

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見②

No	意見等の内容	団体名
13	○福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）と（Ⅲ）は性質が異なることから、同加算（Ⅰ）（Ⅱ）と（Ⅲ）を併給できるよう、報酬算定基準を見直す必要がある。	日本知的障害者福祉協会
14	○子どもの健やかな成長のための食生活の安定と、一般児童施策との整合性を図る観点から、子どもの施設については、現行の食事提供体制加算を「食育等支援加算（仮称）」と改め、恒久的な加算として位置づける必要がある。	
15	○福祉施設職員が安心して勤め続けることができるよう、社会保障審議会福祉部会の報告に記載されたとおり、社会福祉施設職員退職手当共済等の報酬上の評価が求められる。	
16	○障害児者の社会参加を促進するため、移動の保障に関する支援として「通園・通学時の支援」と就労を定着するための「通勤に関わる支援」に対する報酬上の評価が必要である。	
17	○地域生活支援拠点事業の更なる推進のため、面的整備を行う場合には福祉・医療等の関係機関が連携し当該事業の推進を図った際に中心となって調整した事業所に対する評価が必要である。また、多機能拠点型の整備に関する予算の確保と報酬上の評価が必要である。	日本知的障害者福祉協会 他 （同旨：日本精神科病院協会、DPI日本会議）
18	○市町村の経済力の違いによってそこに暮らす重度障害者の生活に格差が生じることがないように、今回の報酬改定に際しても訪問系サービスにかかる国庫負担基準について検討すべき。	日本身体障害者団体連合会
19	○障害福祉サービスの利用者には、自閉症スペクトラムや発達障害の特性のみられる人が少なくない。このような特性を持つ利用者が利用する事業所における児童発達管理責任者、サービス管理責任者については、このような障害についての基本的な理解と支援の経験を積んだ人を配置できるよう、研修や制度の整備を求める。	日本自閉症協会
20	○介護保険制度の施設の中で基準該当により、障害福祉サービスの提供が行われている施設に対しては、指定障害福祉サービス事業所と同等の加算をつけることを要望する。十分なサービスを行うためには、一般の障害福祉事業所と同等の加算が必要である。	日本失語症協議会
21	○行政に対する多くの書類等に対する簡素化が必要である。事務職の負担軽減は経費の節減にもなる。	
22	○事業収入を加算によるものではなく、事業所本体の基礎になる報酬に重点を置いて事業所が安定して運営できる報酬単価にすべき。介護保険事業所も同じであるが、特に小規模事業には手厚い単価設定が必要である。事業所は一定のサービスを保持する必要がある、報酬減はサービスの低下を招く。障害特性に対応した事業所の職員及び報酬体系が必要である。 ※事業所本体の報酬単価が認められない場合には、特に、リハビリ専門職や相談専門職が行った行為は一律でなく、その業務内容に応じた特別加算が必要である。	
23	○失語症の意思疎通支援に関しては、失語症状の特性を理解したコミュニケーション支援者の存在が必要不可欠である旨を、これまでも訴えてきているが、今後、失語のある方の社会参加・福祉の向上実行するためには失語症コミュニケーションに特化した制度が必要である。	
24	○専門職等に対する加算は、配置するだけでは意味がなくその実績に応じた報酬にするべきである。質の高い介護やリハビリをしているところを把握する必要がある。資格のない者やボランティアに対しての報酬とは差別化すべき。それぞれの施設の質の向上を促していく上でも必要である。	
25	○実際に相談や研修などの実績・実情・事業所の内容をしっかりと把握しチェックすることが必要である。施設での経営が妥当に進んでいるかそうでないかを精査・調査すること。	
26	○夫々の施設に適した専門職の配置があるか、精査し、是正が必要である。	

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見③

No	意見等の内容	団体名
27	○放課後等デイサービスは就学児に適用され、卒業後の青年・成人には利用できない。障害者権利条約（第30条）に求められている文化活動、余暇、スポーツ等生涯学習支援と家族支援のためにも新たな制度を創設することを必要とする。持続可能な制度のために1億総活躍社会を目指して障害者を抱えている家族の活性化が求められる。	日本筋ジストロフィー協会
28	○在宅における移動支援について ・移動支援は地域生活支援事業として区市町村事業とされており、地域により支給量、利用範囲に格差がある。行動援護や同行援護と同様に義務的経費として地域によって格差がないようにすべきである。障害種別に関係なく移動支援が使えるようにすべきである。また、通勤、通学には利用できないことになっているが、個々のニーズに応じた社会参加を行うためにも利用制限をなくすべきである。 ・入院中も、日中活動を充実するために移動支援は必要である。	日本筋ジストロフィー協会 他 (同旨：日本脳外傷友の会)
29	○複数の人員や、複数名の同時送迎で利用する車等の人的・物的資源が必要なため、移動に関連する報酬単価を引き上げるべき。	
30	○看護師が移動支援、同行援護、行動援護等に携わっている場合は、報酬上の評価を行うべき。	日本看護協会
31	○成長・発達や体格の変化に合わせた、かつ、自宅・事業所・移動の間も連続して活用できる移動装具の開発・普及。	
32	○欠席時加算94単位/回の引き上げを検討すべき。	
33	○医療的ケア児者の通園、通学、通所にかかる送迎について、看護職等の同乗化及び加算を創設すべき。	日本医師会
34	○保育園、学校等に看護師や研修を受けた保育士・教員の配置を進める一方で、配置が困難な場合には、訪問看護師が学校等に出向いてケアができるようサービス報酬を新設すべき。	
35	○障害福祉サービスに訪問看護を新たに位置付け、現在、必要な障害福祉制度の利用に結びついていない医療依存度の高い利用者への支援を確保する必要がある。	難病のこども支援全国ネットワーク
36	○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算を維持する必要がある。	
37	○ろう重複や聴覚障害児・者の支援について専門性のある事業所が、全国にまだまだ数が少ないため、今後地域においてサービス提供できるよう構築する必要がある。	全日本ろうあ連盟
38	○盲ろう者への意思疎通支援が必要な場面において、1対1の支援を可能とする特別加算を設けるべきである。	
39	○福祉専門職員配置等加算の算定には、盲ろう者向け通訳・介助員の有資格者の配置も反映させるべきである。	全国盲ろう者協会
40	○盲ろう者に係る送迎加算を引き上げるとともに、公共交通機関を利用した送迎が可能となるよう内容を見直すべきである。	

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見④

No	意見等の内容	団体名
41	○刻み食や流動食などの対応がないと食事が困難な者（たとえば重心判定者や医療的ケア者）に対する「摂食支援加算」を新設（成人は体制加算ではなく個人への加算）すべき。	全国手をつなぐ育成会連合会
42	○障害児支援（とりわけ児童発達支援）における食育的な関わりに対する「障害児食事提供体制加算（仮称）」を新設（児童は個人ではなく体制加算）すべき。	
43	○「医療的ケア」の定義（判定基準）を早急に設定し、該当する場合は「重症心身障害」扱いとする。（その際には、国立療養所における、いわゆる「動く重心」との整合性を考慮し、運動機能は考慮せずに判定する）	
44	○（１）保護者等の家族を伴ったサービス利用の推奨、（２）行動援護の居屋内利用拡大、（３）児童発達支援、放課後等デイにおける保護者向け支援の促進については、保護者等の家族を伴ったサービス利用をできるだけ早期に広める観点から、たとえば「保護者支援加算」の設定といったインセンティブを（時限的に）設定することが重要である。また、（１）、（２）については児童期のみならず成人期にも有効であると考えられるため、児者共通の取組みとすることが必要である。	
45	○事業所運営法人による成年後見 社会福祉法人の地域貢献に頼らない、報酬上のインセンティブを設定すべき。	
46	○（仮称）地域づくり加算の新設について ・障害福祉サービス事業費から一定程度減額したうえで、利用者支援を通して地域づくりに貢献している事業所に対しては、利用者負担を財源とした地域づくり加算を新設して評価するといった新たな仕組みが必要である。 ・様々な障害福祉サービス事業を通して、利用者がまちに出て、市民とのふれあいや地域交流を行うこと等で「この子らを世の光に」「生きることが光になる」といった社会福祉思想・哲学を普及するとともに、誰もが活躍する地域づくりの構築に寄与することを目指す。このような地域全体の幸せを考える社会福祉の思想を障害福祉サービス事業においても再構築する必要があると考える。事業を通して地域づくりを行っていることの評価は、自立支援協議会での評価、あるいは、（仮称）地域づくり支援員の配置等によって行うことが可能である。	全国地域で暮らそうネットワーク
47	○事業所等の整備に関する予算の確保、拠点事業の推進のため関わる事業についての加算評価を求める。	
48	○地域移行を推進する観点から、障害者の入所施設における食事提供加算については、共同生活援助のイコールフットिंगの観点から、加算を廃止するか、若しくは共同生活援助の食事提供の加算を求める。	全国地域生活支援ネットワーク
49	○介護保険給付対象者の1人あたり国庫負担基準額の低額設定を是正すべき【国庫負担基準告示関連】 介護保険給付対象者である訪問系サービスの利用者の1人あたり国庫負担基準額が著しく低額に設定されている、もしくはゼロ円に設定されている。たとえば障害支援区分6の利用者の場合、 居宅介護 269,700円/月 → 0円/月 (△100.0%) 重度訪問介護 474,900円/月 → 144,900円/月 (△69.5%) 同行援護 125,500円/月 → 125,500円/月 (±0.0%) 行動援護 343,400円/月 → 88,200円/月 (△74.3%) 重度障害者等包括支援 843,200円/月 → 338,300円/月 (△59.9%) となっている。したがって、これを是正して、介護保険給付対象者ではない利用者と同額に設定すべきである。	全国脊髄損傷者連合会
50	○国庫負担基準額の大幅な引き上げ、国庫負担基準の廃止の検討を行うべき【国庫負担基準告示関連/法律関連】 ○どんなに重度な障害者であっても地域で生活できるようなサービス量が支給決定されるように、訪問系サービスの国庫負担基準額を大幅に引き上げるべきである。 ○それと同時に、将来的には国庫負担基準の廃止も視野に入れた制度設計が不可欠である。訪問系サービスだけに国庫負担基準の仕組みが設けられていることには合理性がない。居住系サービスや日中活動系サービスと同様に、市町村が支弁した給付費の全額を国庫負担の対象とし、国が50%を、都道府県が25%を、それぞれ義務的経費として負担すべきである。 ○なお、小規模市町村については25%負担も困難であるため、この負担割合をさらに減らす方策についても併せて検討すべきである。	
51	○特に小規模市町村については、直ちに訪問系サービスの給付費の全額を国庫負担または国庫補助の対象とし、その75%の財源が手当てされるように措置を講じるべきである。	

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見⑤

No	意見等の内容	団体名
52	○平成26年度に提起された地域生活拠点においても、相談することができず地域で困難を抱えている障害者に対する対策が立てられていない。地域住民や関係者からの情報提供によって現場に赴くような事業（アウトリーチ）を障害者総合支援法もしくは地域生活拠点の事業とすることを検討する時期にきているのではないか。	全国精神保健福祉会連合会
53	○現行制度において地域生活支援事業に位置付けられている地域活動支援センターは、報酬上の直接の関りはないが、設置されている地域においては、他の指定障害福祉サービスによる日中活動の場と同様、障害者生活支援の拠点として重要な役割を担っている。例えば登録者をサービス利用者として、月払い等の方式による新たな障害福祉サービスとして位置づけることはできないだろうか。	全国精神障害者地域生活支援協議会 他 (同旨：きょうされん)
54	○福祉専門職員配置等加算のさらなる拡充を福祉専門職員の配置の一層の促進ため、加算の基準および単位を引き上げるとともに、関連する他の専門職（例えば、精神障害領域においては作業療法士）の配置について評価する仕組みを設けてはどうか。 また、長期に安定した雇用を促進するため、現行の加算（Ⅲ）（生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている事業所）については、独立した加算として、福祉専門職員配置等加算と併算可能としてはどうか。	
55	○障害福祉の質を左右するのは、そこに働く職員の質そのものである。質の高いサービスを提供することと、職員の質の向上は不可分であるにもかかわらず、障害福祉領域で働く職員の給与水準の低いままにある。その根源は、サービスの報酬がそもそも低く抑えられているためであり、改定にあたっては増額を基本として行うことが必要である。	
56	○例えば、就労移行支援における就労定着支援体制加算取得のために、当該事業所からの就労者の定着率を上げるために、本人が希望する転職（例えばパート雇用から他企業への常勤雇用へのチャレンジ）を妨げること。例えば、就労継続支援B型における目標工賃達成加算取得のために、本来当該年度において支払える工賃額を抑制して次年度以降の達成分にまわすこと。等、制度の趣旨に反し、利用者にとってむしろ不利益をもたらす事例すら生じている。 利用者個々のニーズに応じたサービスが提供されるためには、一面的な成果が重視されるような加算方式ではなく、一人ひとりの利用者にとっての、その時その場にに応じた支援が可能となるような余裕のある職員配置が必要であり、それを可能とするための基本報酬そのものの増額こそが求められる。	全国精神障害者地域生活支援協議会
57	○日中活動系事業所を利用する精神障害者等の中には、必ずしも毎日の通所を基本としない人も少なく、平均通所率が50%を割る事業所もある。しかし、通所日以外の電話相談や訪問等への評価は十分なものとはいえず、通所を伴わない自宅から直接の通院やハローワーク等への同行は、報酬上まったく評価されていない。また、サービス管理責任者による個別支援計画は利用日数の多寡に関わらず全員に作成しなければならないこと等も含め、利用定員に対する在籍者の多さは職員の業務負担の重さにつながっている。利用日数による出来高払いだけでなく、在籍者数に応じた報酬を設定することにより、利用者の個別ニーズに対応する支援の基盤整備が図られるのではないか。	
58	○介護保険との併給者の国庫負担基準が3分の1程度に下がる仕組みを廃止すること。	全国自立センター協議会
59	○全身性障害や医療的ケアを要する重症児者の特性に配慮した送迎の評価 全身性障害や医療的ケアに対応した送迎加算の充実（常勤看護師の添乗、車椅子対応改造車両等の評価）希望者全員の送迎は、地域において重症児者がサービスを受ける前提であり、開所時間の延長よりも急務。	全国重症心身障害日中活動支援協議会
60	○幼稚園・保育園でも公的な補助がある。障害のある子どもの場合、食や咀嚼・嚥下に特別な配慮が必要な子どもが多い。またアレルギー対応の子どもも増加し、給食を提供している事業において食事特別配慮加算が必要である。	全国児童発達支援協議会
61	○発達支援関係の資格要件、経験年数を報酬単価に反映すべき。	
62	○ヘルパー（身体介護・行動援護など）に「仮称：医療的ケア者（重心者）対応加算」の創設すべき。	全国医療的ケア児者支援協議会

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見⑥

No	意見等の内容	団体名
63	○移動支援を介護給付に組み込むべき。	
64	○深夜帯の職員配置体制ならびに休憩時間の取扱いについて、福祉労働現場の実情に見合った対応を可能とするよう、早急に労働基準局と労基法上の考え方を整理するとともに、待機時間も含めた報酬、ならびに国庫負担基準額を設定すべき。	
65	○障害者自立支援法施行時から障害者の範囲も広がり、障害福祉サービスを提供する事業所も規制を緩和する事で大幅に増加し、利用者も増えてきている。この状況をどうとらえるかが問題であると思う。しかし、事業所の質を高めるためには規制緩和している事業所の設備基準を設けるとか、障害福祉サービスの提供時間、児童の区分による報酬の傾斜化などを見直しする必要があるのではないか	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
66	○障害福祉サービスに従事している職員の給与は、経営実態調査等で一般の企業と比べて低い実態があり、契約職員、パート職員、アルバイト職員が常勤換算を確保するために雇用されている実態がある。 ○持続可能な制度としていくためには、障害福祉に係る人材の確保、安定的な給与体系を確保しつつ各事業の見直しをする事が必要である。	
67	○国庫負担基準における介護保険対象者の減額措置を廃止すべき。	障害者自立支援法違憲訴訟団 他 (同旨：DPI日本会議)
68	○常勤換算方式を廃止し、「骨格提言」にもとづいて、日額払いを見直すとともに基本報酬基準の引き上げるべき	きょうされん 他 (同旨：障害者自立支援法違憲訴訟団、全国児童発達支援協議会、全国精神障害者地域生活支援協議会)
69	○必要十分な支援の量や質を確保するためには、基本報酬の水準の引き上げと正規職員の配置を増やすべき。	きょうされん
70	○医療的ケアに取り組む事業所に対する評価を大幅に引き上げること。	DPI日本会議

# 横断的事項について

## 横断的事項に係る論点

- 論点1 食事提供体制加算の経過措置の取扱い
- 論点2 各種減算の見直し
- 論点3 送迎加算の取扱い
- 論点4 医療観察法対象者受け入れ加算の創設について
- 論点5 地域区分の見直しについて
- 論点6 公立減算について

# 【論点1】食事提供体制加算の経過措置の取扱い

## 現状・課題

- 食事提供体制加算については、収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が原則として当該施設の調理室を利用して、調理員による食事の提供を行った場合に算定可能。(ただし、一定の要件のもとで外部委託も可能。)当初は平成21年3月31日までの経過措置だったが、過去3回の報酬改定の際に延長し、現在は平成30年3月31日までとなっている。
- 障害者総合支援法施行3年後の見直しの報告書においては、
  - ・ 「障害者の利用者負担については、厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意(平成22年1月)や「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(平成23年8月)等も経て、順次軽減され、現在低所得者等(93.3%)の利用者負担は無料となっており、給付全体に占める利用者負担の割合は0.26%となっている。
  - ・ また、障害者自立支援法の創設時に、激変緩和措置として経過措置(食事提供体制加算、障害児サービスにおける補足給付の特例、医療型個別減免の特例)が設けられており、これらは平成30年3月31日までの措置となっている。
  - ・ また、「利用者負担に関する経過措置(食事提供体制加算等)の見直しについては、時限的な措置であること、施行後10年を経過すること、平成22年度より障害福祉サービスの低所得者の利用者負担が無料となっていること、他制度とのバランスや公平性等を踏まえ、検討すべきである。」とされている。

## 論 点

- 経過措置については、これまでの報酬改定で延長してきているため、検討する必要がある。
- 
- 障害児者ともに経過措置について、延長しない方向で検討してはどうか。  
なお、食事の栄養面に配慮する支援について、調査研究等を行った上で、次期報酬改定に向けて、あり方を検討してはどうか。

## 食事提供体制加算の経緯

- 支援費制度におけるデイサービス、短期入所は、食費のうち食材料費は自己負担であったが、障害者自立支援法の成立に伴い、日中活動系サービス、短期入所については、食費を原則として全額自己負担とした。
- このため、施行後の3年間（平成21年3月31日までの間）の激変緩和措置として、通所施設を利用する低所得者（所得区分が生活保護、低所得1、低所得2である者）及び一般世帯のうち市町村民税所得割の額が16万円未満の者について、食費のうち人件費相当分（1日42単位＝約420円）をサービス提供事業所等に支給し、利用者の食費負担額が食材料費のみの負担となるよう減額措置を講じた。
- その後、団体からの要望等を踏まえ、過去3回の報酬改定において期限の延長を行ってきて現在に至っている。
- また、平成27年度の報酬改定においては、食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、加算単位について見直しを行った。

<参考> 軽減措置実施後の概ねの食費の負担額(日中活動系サービスの場合)

食費(約14,300円/月)

人件費

(約420円/日)

食材料費

(約230円/日)

公費による補填

(報酬上の評価)

利用者の負担

(約5,060円/月)

・ 予算上の想定している食費負担額は約650円/日の単価であり、うち約230円/日が食材料費、約420円/日が人件費。

・ これを前提とし、平成21年3月31日までの間は、人件費相当の420円/日を報酬上評価。

・ 以上により、利用者が月に負担する食費の額は、22日利用の場合、約14,300円/月→約5,060円と、約1/3に軽減。

# 食事提供体制加算の概要

## 【障害者総合支援法(生活介護)】

### ○人員配置等

指定基準上、調理室の設置及び調理員の配置は求められていない。

### ○費用の徴収

指定基準上、食事の提供に要する費用については利用者から支払を受けることが可能としている。

なお、食事の提供に係る利用料は、「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する(平成18年9月29日告示545号)」において、「食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とする」としている(※)。

※ただし、低所得者等については食材料費のみを徴収可能(食事提供体制加算で人件費部分は支払われる)

## 【食事提供体制加算】

### ○算定要件

収入が一定額以下(※)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設の調理室を利用して、調理員による食事の提供を行った場合に算定可能。(ただし、一定の要件のもとで外部委託も可能。)

当初は平成21年3月31日までの経過措置だったが、過去3回の報酬改定の際に延長し、現在は平成30年3月31日までとなっている。

※低所得者(所得区分が生活保護、低所得1、低所得2である者)及び一般世帯のうち市町村民税所得割の額が16万円未満の者

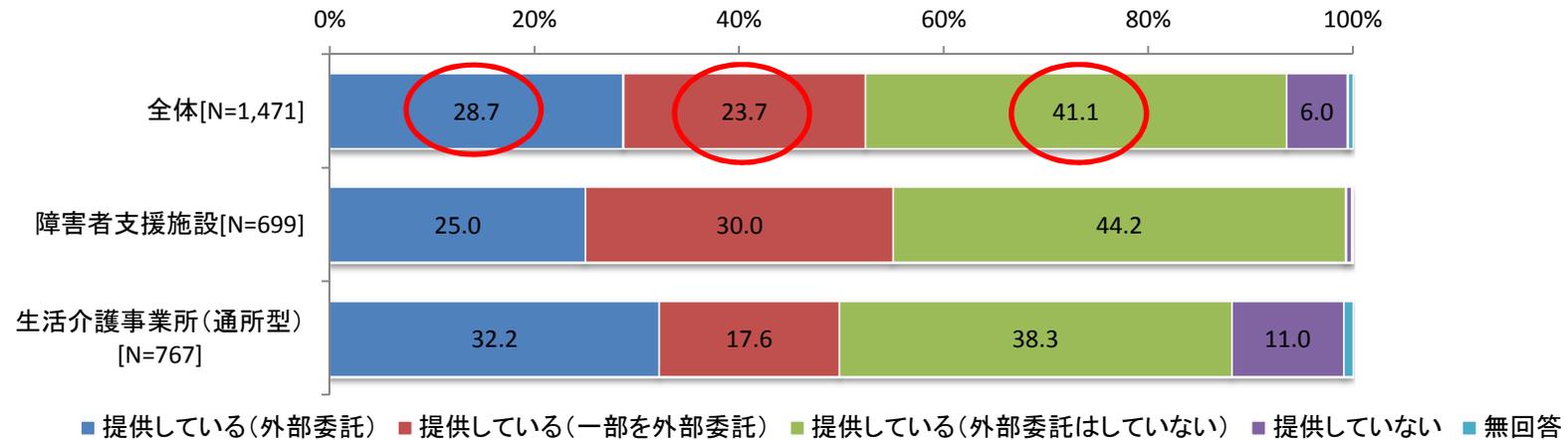
### ○単位数

通所系 30単位

短期入所・宿泊型自立訓練等 48単位

# 食事提供の有無

- 事業所形態全体では、「提供している(外部委託はしていない)」が41.1%、「提供している(外部委託)」が28.7%、「提供している(一部を外部委託)」が23.7%となっている。



- 食事提供を行っている事業所について、事業所形態全体では、きざみ食の平均は11.2人、流動食の平均は1.4人、経管栄養食の平均は0.9人、その他の特別食の平均は4.4人となっている。

	全体[N=1,284] ＜事業所＞	障害者支援施設[N=665] ＜施設数＞	生活介護事業所(通所型) [N=614]＜事業所数＞
きざみ食	11.2(人)	15.1(人)	7.2(人)
流動食	1.4(人)	1.8(人)	0.9(人)
経管栄養食	0.9(人)	1.1(人)	0.8(人)
その他	4.4(人)	6.8(人)	1.9(人)
特別食の提供なし	20.6(人)	23.8(人)	17.2(人)

# 食事提供体制加算の算定状況

○ 食事提供体制加算について、事業所形態全体では、平成28年9月分の算定状況は、「加算の算定あり」が67.6%、「加算の算定なし」が30.9%【図1】、平成27年9月分の算定状況は、「加算の算定あり」が66.4%、「加算の算定なし」が31.5%【図2】、平成27年3月分の算定状況は、「加算の算定あり」が64.6%、「加算の算定なし」が31.9%【図3】となっている。

図1 食事提供体制加算(平成28年9月分)

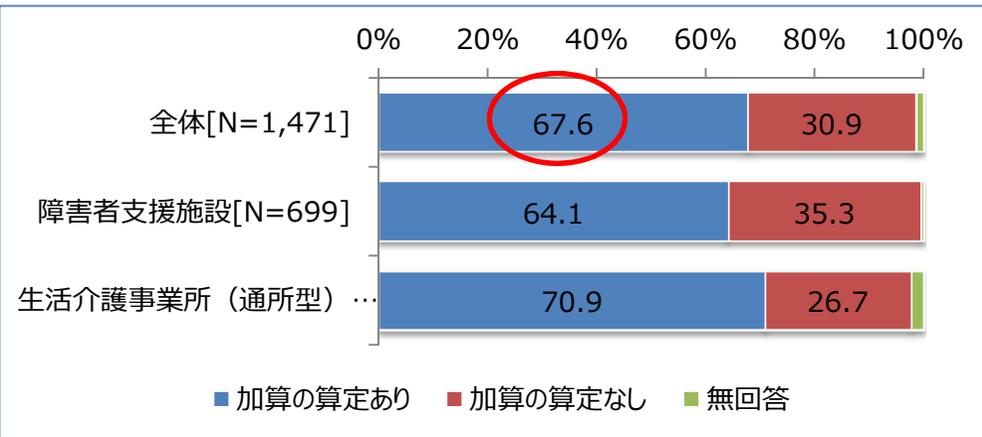


図2 食事提供体制加算(平成27年9月分)

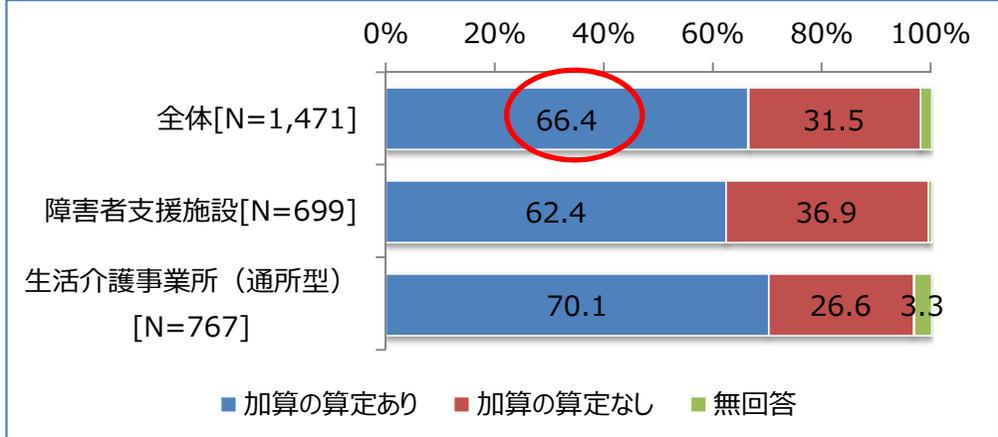
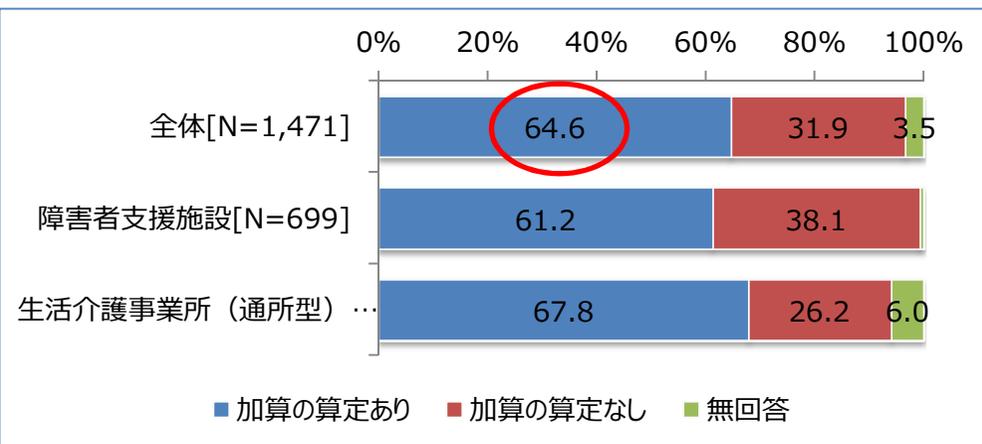


図3 食事提供体制加算(平成27年3月分)



## 【論点2】 各種減算の見直し

(サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算、個別支援計画未作成減算)

### 現状・課題

- 改正障害者総合支援法等では、障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応とともに、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」に係る措置などが盛り込まれており、今後さらに、サービスの運営状況の向上が求められる。
- 一方で、障害者自立支援法施行以降、新体系における各障害福祉サービスについては、各種減算を設けているが、必要な人員の欠如や個別支援計画の未作成が続いていても、一定の減算がかかる状況にある。
- 現状、サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算や個別支援計画未作成減算については、実態として、2ヶ月以上減算を継続している事業所がある。

### 論 点

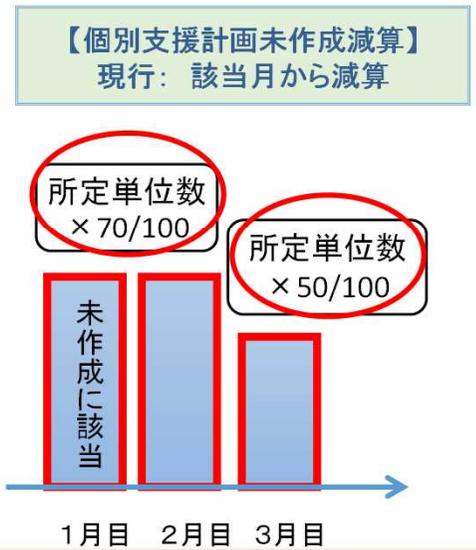
- 人員欠如の未然防止を図るとともに、適正なサービスの提供を確保するために、減算の適用状況をどう考えるか。  

- 障害福祉サービス及び障害児支援事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算を見直してはどうか。
- 具体的には、以下の取扱いにしてはどうか。
  - ・ サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算については、減算が適用される3月目から5割減算を適用。
  - ・ 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までを3割減算とし、3月目からは5割減算を適用。

# 各種減算の見直し (サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算、個別支援計画未作成減算)

	対象となる障害福祉サービス等	現行	見直し案
<b>サービス提供職員欠如減算</b> <b>サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算</b> ※該当月の翌月から解消されるに至った月まで(利用者全員) ※該当月の翌々月から解消されるに至った月まで(利用者全員)	【障害福祉サービス】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助 【障害児支援】 児童発達支援(センターを除く)、放課後等デイサービス	所定単位数の70/100	・所定単位数の70/100 ・減算が3ヶ月以上継続している場合は50/100
<b>個別支援計画未作成減算</b> ※該当月から解消されるに至った月の前月まで(該当利用者)	【障害福祉サービス】 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助 【障害児支援】 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所施設	所定単位数の95/100	・所定単位数の70/100 ・減算が3ヶ月以上継続している場合は50/100

## 見直し案のイメージ



サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算、  
個別支援計画未作成減算の適用状況について

【サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者  
(児童発達支援管理責任者)欠如減算】

	2ヶ月継続減算 事業所数 (平成29年3月～ 平成29年4月)	3ヶ月継続減算 事業所数 (平成29年2月～ 平成29年4月)	請求事業所数 (平成29年4月)
療養介護	0	0	246
生活介護	0	8	9,730
短期入所	0	2	4,405
自立訓練(機能訓練)	0	2	174
自立訓練(生活訓練)	0	2	1,162
就労移行支援	0	9	3,256
就労継続支援A型	0	9	3,630
就労継続支援B型	1	28	10,834
共同生活援助	3	22	7,387
児童発達支援(センター除く)	1	12	4,202
放課後等デイサービス	8	38	10,613

【個別支援計画未作成減算】

	2ヶ月継続減算 事業所数 (平成29年3月～ 平成29年4月)	3ヶ月継続減算 事業所数 (平成29年2月～ 平成29年4月)	請求事業所数 (平成29年4月)
療養介護	0	0	246
生活介護	2	24	9,730
施設入所支援	0	3	2,599
自立訓練(機能訓練)	0	1	174
自立訓練(生活訓練)	1	4	1,162
就労移行支援	4	9	3,256
就労継続支援A型	0	12	3,630
就労継続支援B型	1	54	10,834
共同生活援助	3	23	7,387
児童発達支援	4	27	4,758
医療型児童発達支援	0	1	98
放課後等デイサービス	3	88	10,613
保育所等訪問支援	0	3	379
障害児入所支援	0	0	376

(出典) 国保連データ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抜粋)

### (8) ④ 人員欠如減算の具体的取扱い

(一) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員及び世話人については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員(中略)について減算される。また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(中略)。

(二) (一)以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(中略)。

(三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(中略)。

### (10) ④ 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い

具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。

(一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。

(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

# 【論点3】送迎加算の取扱い

## 現状・課題

- 送迎加算については、利用者に対して、その居宅と事業所との間等の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算することとしているが、財務省の平成28年度予算執行調査(生活介護)の調査結果において、「基本的な送迎」は基本報酬に含まれていることを前提として、利用実態を考慮し、これに係る報酬の在り方の見直しを検討すべきである。また、同じ建物内で生活介護とグループホームが提供されているような場合には、送迎の実態を踏まえ、報酬の在り方を見直すべきではないか。」とされている。
- また、放課後等デイサービスについては、送迎サービスが付いて利用料の自己負担が軽いこともあって、連日夕方遅くまで預けられることや、送迎車に自宅まで送られ、生徒の公共交通機関を使う能力が落ちていることなどが指摘されている。
- 関係団体からは、送迎加算の充実について、要望がある。

## 論 点

- 送迎加算のあり方、また、同一敷地内における送迎について、支援の実態を踏まえ、報酬においてどのように評価すべきか。
- 加算の基本部分((Ⅰ)・(Ⅱ))については、経営実態等を踏まえ、一定の適正化を検討し、重度化対応のような個別支援に係る加算については引き上げを行ってはどうか。
- 具体的には、現行の通所系の加算(Ⅰ)・(Ⅱ)については、経営実態調査の結果等を踏まえ、一定の適正化を図り、生活介護の一定の条件を満たす場合の+14単位/回については、更に評価することにしてはどうか。なお、短期入所の加算については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しは行わないことにしてはどうか。
- 就労継続支援A型については、雇用契約を締結しているという観点や利用者の知識や能力の向上のために必要な訓練を行うという観点を踏まえれば、公共交通機関を利用して事業所まで通勤することが困難である場合を除き、送迎加算の対象外としてはどうか。(送迎加算の必要性は市町村が支給決定の際、公共交通機関や障害の程度を踏まえ決定してはどうか。)
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げるような形での利用を防ぐことができるよう、障害の程度や公共交通機関がない等、自主的な通所ができない特段の事情がある場合を除き、送迎加算の対象外としてはどうか。
- また、同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の適正化を図ることにしてはどうか。

# 【論点3】送迎加算の取扱い

## 送迎加算の概要

### 【概要】

利用者に対して、その居宅と事業所との間等の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

### 【対象サービス及び算定要件、単位数】

- 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

区分	加算	要件
送迎加算(Ⅰ)	27単位/回	1回の送迎につき平均10人以上(※)が利用、かつ、週3回以上の送迎を実施(※)利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上
送迎加算(Ⅱ)	13単位/回	①1回の送迎にあたり平均10人以上が利用(利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用) ②週3回以上の送迎を実施

※生活介護においては、障害支援5、6又はこれに準ずる者が60/100以上いる場合は、さらに14単位/回

- 短期入所 186単位/回

利用者に対して、居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行った場合

- 児童発達支援、放課後等デイサービス

障害児に対して、居宅(放課後等デイサービスにおいては、居宅又は学校)と事業所との間の送迎を行った場合

- ・障害児(重症心身障害児を除く)に対して行う場合(児童発達支援センター以外) 54単位/回
- ・重症心身障害児に対して行う場合(手厚い人員体制が確保される事業所) 37単位/回

- 医療型児童発達支援 37単位/回

重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合(一定の体制を整備した事業所)

# 送迎加算の算定率

- 障害者の通所系サービスにおける送迎加算(Ⅰ)について、平成29年4月分の算定は、25～50%前後となっている。送迎加算(Ⅱ)については、20%前後となっている。
- 生活介護について、一定の条件を満たす場合の更なる加算の算定は、27.9%となっている。
- 短期入所の送迎加算の算定は、30.7%となっている。
- 障害児の通所系サービスにおける送迎加算の算定は、障害児については50～85%前後、重症心身障害児については3%前後となっている。

サービス	指定事業者数	加算算定状況					
		送迎加算(Ⅰ)		送迎加算(Ⅱ)		一定の条件を満たす場合	
		加算算定事業所数	加算算定率	加算算定事業所数	加算算定率	加算算定事業所数	加算算定率
生活介護	8,700	4,670	53.7%	1,734	19.9%	2,430	27.9%
自立訓練(機能訓練)	138	33	23.9%	33	23.9%		
自立訓練(生活訓練)	1,128	351	31.1%	187	16.6%		
就労移行支援	3,256	927	28.5%	419	12.9%		
就労継続支援A型	3,360	852	25.4%	762	22.7%		
就労継続支援B型	10,816	4,497	41.6%	2,502	23.1%		

サービス	指定事業者数	加算算定状況	
		加算算定事業所数	加算算定率
短期入所	4,371	1,342	30.7%

サービス	指定事業者数	加算算定状況			
		障害児		重症心身障害児	
		加算算定事業所数	加算算定率	加算算定事業所数	加算算定率
児童発達支援	4,727	2,421	51.2%	132	2.8%
医療型児童発達支援	98			4	4.1%
放課後等デイサービス	10,492	9,153	87.2%	333	3.2%

(出典:国保連データ(平成29年4月))

総括調査票

調査事案名	障害福祉サービス（生活介護）			調査対象 予算額	平成27年度：947,536百万円の内数 (参考：平成28年度：984,959百万円の内数)		
省庁名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	調査主体 取りまとめ財務局	共同 (関東財務局)

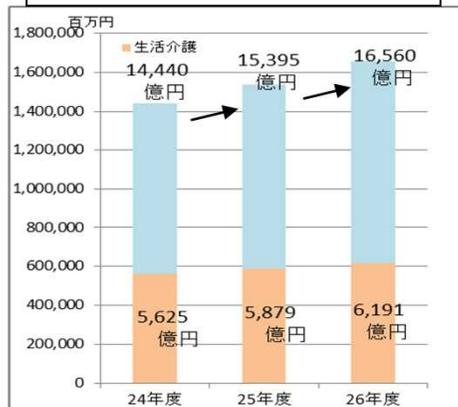
①調査事案の概要

- 障害福祉サービスとは、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)に基づき、市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とするもの。このうち生活介護は、障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の必要な便宜を供与するものである。
- 対象者：障害支援区分3以上の者等(身体障害、知的障害、精神障害、難病、障害児)
- サービス内容：身体介護（入浴、排せつ及び食事等の介護）、創作的活動（造形、絵画、園芸等）、生産活動（事業所内での軽作業等）の機会の提供
- 実施主体：市町村
- 負担率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

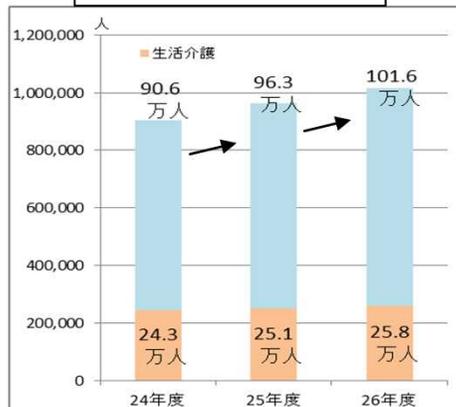
【生活介護の現状及び利用者の現状】（出典：国保連データ）

- 生活介護の総費用額は6,191億円（26年度）、利用者数は25.8万人（26年度月平均）、一人当たり月額費用は20.2万円（27年12月）となっている。これは障害福祉サービス全体の中で、総費用額の約4割、利用者数の約3割を占めている。また、一人当たり月額費用で比較したところ、日中活動系のサービス中、単価が最も高額となっている。
- 生活介護の報酬は、一日を単位とした支払いとなっているが、営業時間が6時間未満の場合に報酬を減算する「開所時間減算」制度が設けられている。

障害福祉サービス総費用額の推移



利用者数（月平均）の推移



サービス種類	一人当たり費用額（月額）
生活介護	10,482
短期入所	9,588
療養介護	8,399
自立訓練（生活訓練）	7,729
就労移行支援	9,601
就労継続支援（B型）	6,960

(注) 国保連データ（27年12月）を基に作成

総 括 調 査 票

調査事業名 障害福祉サービス（生活介護）

②調査の視点

1. 生活介護に対する基本報酬は、事業所の開所時間に応じて減算されることとなっているが、サービスの利用時間など、その利用・提供実態を十分踏まえたものとなっているか。

2. 通所のための送迎について、基本報酬に含まれているとされるが、送迎の実態を踏まえたものとなっているか。

③調査結果及びその分析

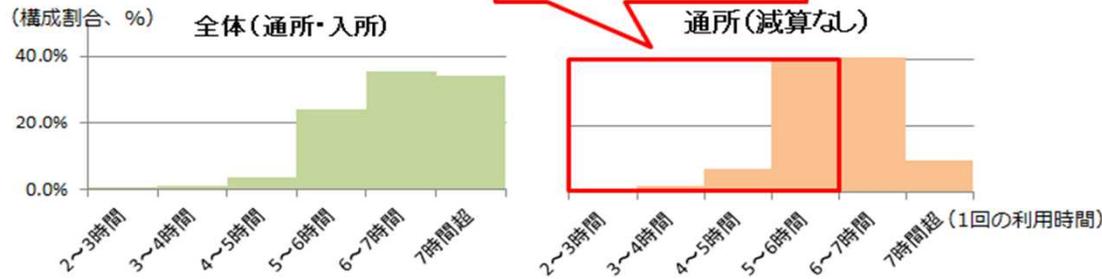
1. サービスの利用・提供実態について

サービスの利用・提供実態について、事業所の通所、入所の別、開所時間減算（以下「減算」という。）の有無の別に利用時間などを調査した。

(1) 利用者のサービス利用実態について

営業時間が6時間以上であり減算の対象となっていない通所事業所のサービス利用者のうち、6時間以下（15分未満切り捨て、以下同じ。）の利用にとどまっている者が約5割となっている。

○ 利用者毎の利用時間分布



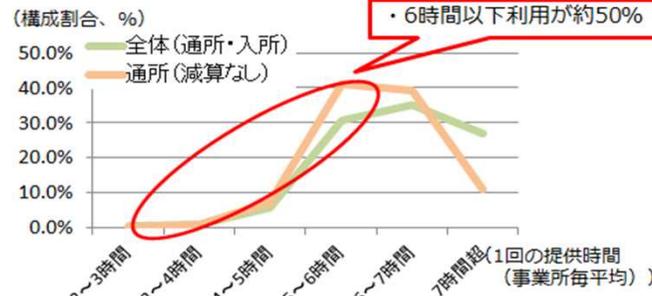
基本報酬は1日単位での利用が想定されており、全体としては6時間超の利用が約7割となっているが、通所施設のサービス利用者については6時間以下の利用が約5割となっている。

営業時間に応じた減算制度はあるものの、利用時間等の実態を勘案した報酬とすることの是非を検討すべきではないか。

(2) 事業所のサービス提供実態について

(1)と同様、営業時間が6時間以上であり減算の対象となっていない通所事業所において、サービスの平均利用時間が6時間以下の事業所が約5割となっており、また、5時間以下の利用が全体の3割を超える事業所が641事業所あった。

○ 事業所毎の平均利用時間分布



下記の区分の利用が3割を超える事業所数 (通所・減算なし事業所)					
調査対象事業所数	1時間以下	2時間以下	3時間以下	4時間以下	5時間以下
5,752	4	12	54	156	641

(各々重複計上している。)

減算の対象となっていない事業所においても、6時間以下のサービス利用が一定割合を占めている事業所がある。このような事業所が、例えば8時間サービス提供を行っている事業所と同額の報酬を得ることについて、利用実態に合わせた見直しを行うべきではないか。

総 括 調 査 票

調査事業名 障害福祉サービス（生活介護）

③調査結果及びその分析

2. 送迎の実態について

送迎の実態について、実際に送迎を利用している者の割合や、共同生活援助（以下「グループホーム」という。）との併設状況などを調査した。

(1)送迎の状況について

基本的な送迎は、基本報酬に含まれているが、一定数以上の利用者が利用する送迎を実施している場合、「送迎加算」制度が設けられている。調査対象事業所のうち、送迎を実施している事業所は約 8 割であったが、利用者のうち送迎を利用している者は全体の 4 割を下回っていた。

○ 事業所における送迎の状況

(単位：ヶ所、%)

調査対象 事業所数	うち送迎 加算あり ①	うち送迎 加算なし	送迎実施 事業所数 ②	うち送迎 加算なし ②-①
	2,796	1,799 64.3%	997 35.7%	2,158 77.2%

○ 生活介護利用者の送迎の利用状況

(単位：延べ人、%)

生活介護 利用者数	送迎 利用者数	送迎利用 割合
381,767	142,433	37.3%

6 割を超える利用者が送迎を利用しておらず、基本報酬に含まれているとされている基本的な送迎を送迎加算なしで実施している事業所が約 1 割にとどまる実態を考慮すると、見直しを検討すべきではないか。

(2)グループホームとの併設状況について

全国の登録簿を調査したところ、生活介護事業所のうち、グループホームと同一住所にある事業所が 392 事業所あった。

また、事業所に対してアンケート調査を実施したところ、同じ建物で双方のサービスを提供している事業所が 84 あり、そのうち 66 事業所が送迎加算対象の事業所であった。

同じ建物内に住まいの場とサービス提供の場がある場合には、送迎の実態を踏まえて、報酬の在り方の見直しが必要ではないか。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 短時間利用の実態を踏まえ、開所時間減算の在り方等について、利用時間も勘案して見直すべきではないか。

特に、通所サービス利用者は、6 時間以下の利用が約半数となっていることから、利用実態に合わせた見直しを行うべきではないか。

2. 「基本的な送迎」は基本報酬に含まれていることを前提として、利用実態を考慮し、これに係る報酬の在り方の見直しを検討すべきである。

また、同じ建物内で生活介護とグループホームが提供されているような場合には、送迎の実態を踏まえ、報酬の在り方を見直すべきではないか。

## 送迎実施の状況

○ 平成28年9月分の送迎の実施状況について聞いたところ、事業所形態全体では、1事業所あたり、送迎延べ人数の平均は351.8人、1回あたりの平均送迎者数の平均は12.2人、送迎日数の平均は20.7日となっている。

		全体[N=790]	障害者支援施設 [N=250]	生活介護事業所 (通所型)[N=538]
総数	送迎した者の延べ人数(人)	351.8	214.2	415.8
	1回あたり平均送迎者数(人/回)	12.2	8.4	13.9
	送迎を行った日数(日)	20.7	19.6	21.1
うち、強度行動障害を有する者	送迎した者の延べ人数(人)	25.4	14.9	30.4
	1回あたり平均送迎者数(人/回)	1.1	1.2	1.1
	送迎を行った日数(日)	4.2	2.4	5.0
うち、重症心身障害者	送迎した者の延べ人数(人)	36.8	17.8	45.7
	1回あたり平均送迎者数(人/回)	1.4	0.9	1.7
	送迎を行った日数(日)	5.0	3.3	5.8
うち、医療的ケアを要する者	送迎した者の延べ人数(人)	9.0	8.1	9.4
	1回あたり平均送迎者数(人/回)	0.4	0.4	0.4
	送迎を行った日数(日)	2.4	2.2	2.5

# 就労継続支援A型における送迎加算有無別の平均月額賃金、重度障害者支援体制加算の算定状況

- 送迎加算の算定のない事業所のほうが平均賃金が高い傾向にある。
- また、送迎加算の算定がない事業所のほうが重度障害者支援体制加算の算定割合が高い傾向にある。

【送迎加算有無別の平均賃金の状況】

送迎加算	全体	有	無
事業所数	292	134	158
平均賃金	67,852	64,401	70,778

【送迎加算有無別の重度障害者支援体制加算の算定状況】(単位:%)

送迎加算	全体	有	無
事業所数	331	150	181
重度者支援体制加算 (I)	0.6	0.0	1.1
重度者支援体制加算 (II)	2.4	2.0	2.8

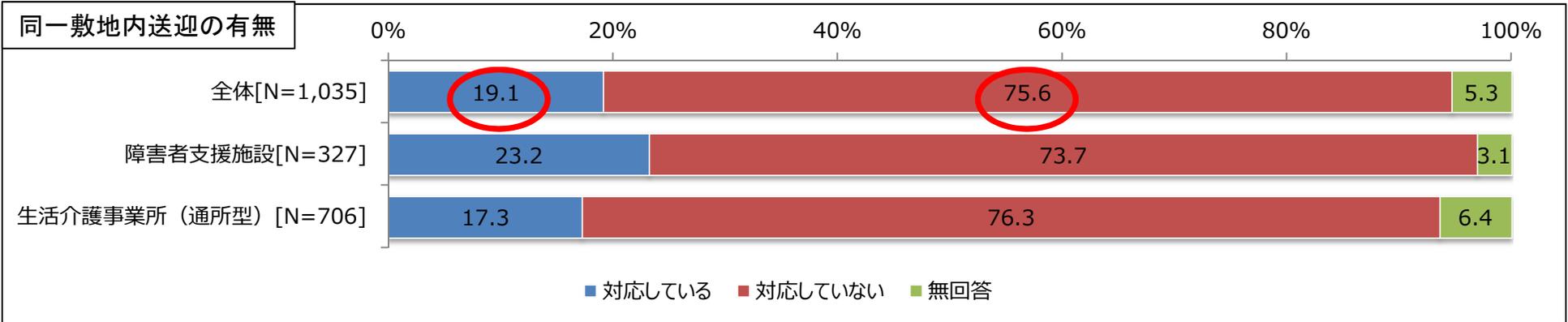
【送迎加算有無別の平均賃金の階層別状況】

(単位:%)

送迎加算	全体	有	無
事業所数	331	150	181
5千円未満	0.0	0.0	0.0
5千円以上1万円未満	0.0	0.0	0.0
1万円以上1万5千円未満	0.9	0.7	1.1
1万5千円以上2万円未満	0.9	0.0	1.7
2万円以上2万5千円未満	0.0	0.0	0.0
2万5千円以上3万円未満	0.9	1.3	0.6
3万円以上5万円未満	11.2	15.3	7.7
5万円以上7万円未満	40.8	48.0	34.8
7万円以上	33.5	24.0	41.4
無回答	11.8	10.7	12.7

# 同一敷地内送迎の状況

○ 同一敷地内の施設等への送迎について、希望がある場合に対応しているかどうかを聞いたところ、事業所形態全体では、「対応していない」が75.6%、「対応している」が19.1%となっている。



○ 同一敷地内送迎に対応しているところに、平成28年9月分の送迎先別の延べ人数を聞いたところ、事業所形態全体では、1事業所あたりの平均延べ人数は114.1人だった。うち、障害者支援施設が59.0人、グループホームが46.7人、その他が8.4人となっている。

(人)		全体[N=163]	障害者支援施設 [N=65]	生活介護事業所(通所型) [N=98]
総数	グループホーム	46.7	36.5	53.5
	障害者支援施設	59.0	119.1	19.2
	その他	8.4	8.8	8.2
	合計	114.1	164.3	80.9
うち、強度行動障害を有する者	グループホーム	4.7	0.5	7.5
	障害者支援施設	9.0	21.8	0.4
	その他	2.1	0.6	3.1
	合計	15.8	22.9	11.0
うち、重症心身障害者	グループホーム	4.0	2.6	5.0
	障害者支援施設	1.8	4.2	0.2
	その他	0.6	1.1	0.2
	合計	6.4	7.9	5.4
うち、医療的ケアを要する者	グループホーム	0.1	0.0	0.1
	障害者支援施設	10.9	27.3	0.0
	その他	0.2	0.4	0.1
	合計	11.2	27.6	0.3

(出典:平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査(平成28年度調査)「生活介護における支援に関する調査」)

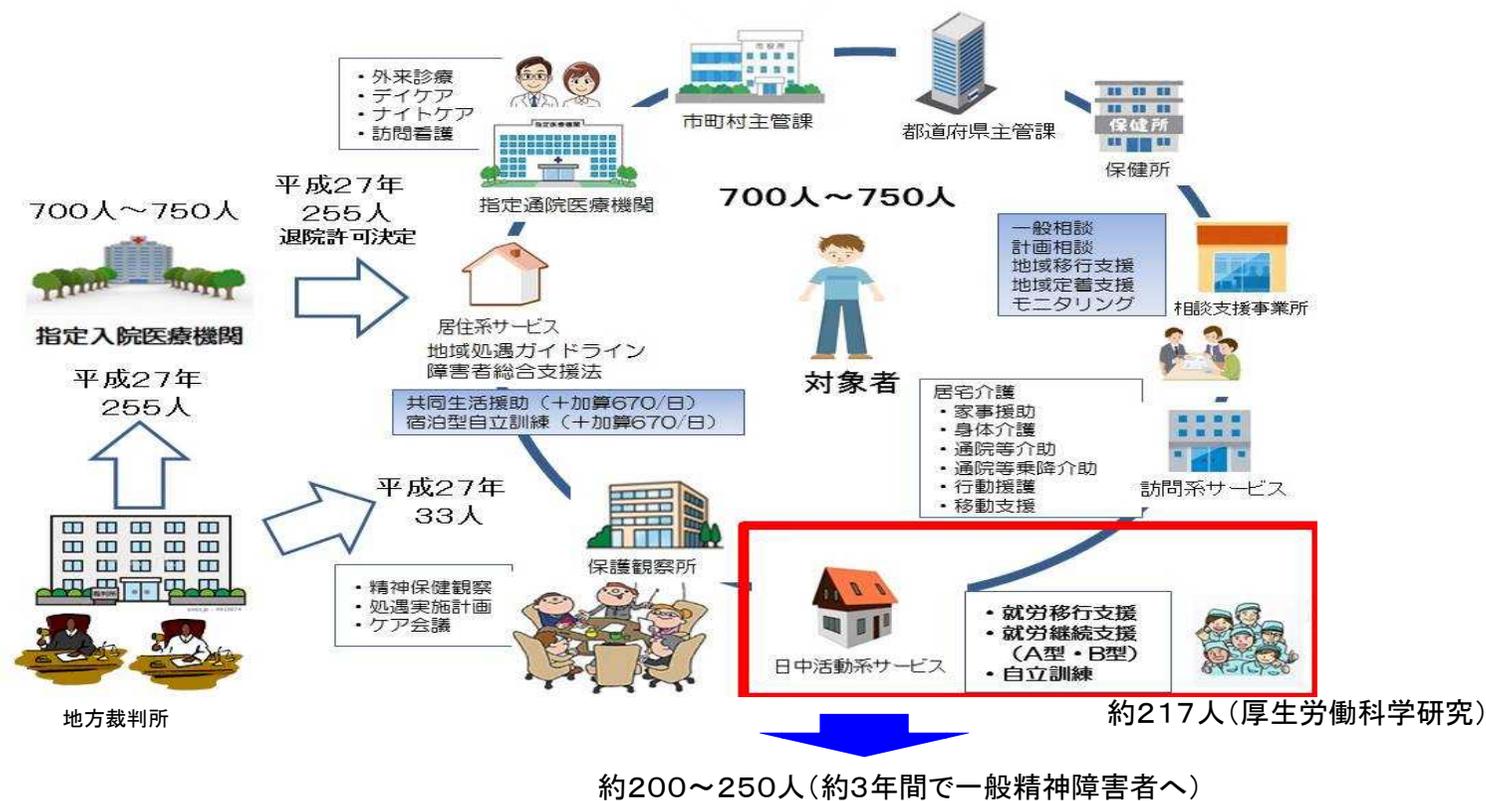
# 【論点4】 医療観察法対象者受け入れ加算の創設について

## 現状・課題

- 重大な他害行為を行ってしまった対象者に対し偏見があり、障害福祉サービス事業所に受け入れを断られることがある。
- また、サービス事業所にとって医療観察法対象者を受け入れることは、一般障害者よりも一定期間、手厚い専門的な対応が必要である。

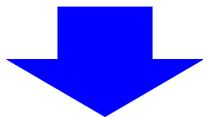
- ①きめ細かな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③指定通院医療機関等との連携、④病状悪化などの緊急時の対応、⑤ケア会議への出席、⑥個別面接など

### 医療観察法対象者の地域支援体制



## 論 点

- 今後、医療観察法対象者の社会復帰を促すため、医療観察法対象者の就労系、訓練系サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援A型、B型、自立訓練（以下「就労系サービス事業所等」）という。）への受入を促進するための誘導策が必要ではないか。



- 現状、医療観察法対象者の受け入れを行っている就労系サービス事業所等では、相談、指定通院医療機関等との連携 や病状悪化などの緊急時の対応、ケア会議への出席、個別面接など精神保健福祉の専門的な対応をしていることから、業務負担に応じたサービス報酬の設定を検討してはどうか。
- 具体的には、職員として精神保健福祉士を1名以上配置すること又は病院・他の事業所等との連携により、精神保健福祉士が事業所を訪問して医療観察法対象者を1日2時間以上支援した場合に、加算する仕組みこと（精神医療連携体制特別加算（仮称））を検討してはどうか。

なお、医療観察法対象者に係る支援に当たっては保護観察所と連携する。

# 【論点5】 地域区分の見直しについて

## 現状・課題

- 障害福祉サービス等報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を割増している。
- 当該地域は、国家公務員の地域手当の区分を基本としており、平成26年8月の人事院勧告において、直近の民間の賃金実態を反映するために国家公務員の地域手当の見直しが示されたが、
  - ① 障害者総合支援法に基づく障害者サービスの地域区分については、平成24年度報酬改定で行った地域区分の見直しの激変緩和措置が平成27年4月に終了することを踏まえ、平成27年度報酬改定において見直しを行っておらず、介護報酬等の他制度と相違が生じている。
  - ② 一方、児童福祉法に基づく障害児サービスの地域区分については 障害児施設において、契約ではなく措置制度により入所している者も多いという事情を鑑み、社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分に準じて見直しを行っている。平成27年度報酬改定においては、平成26年8月の人事院勧告による、国家公務員の地域手当の見直しを受けて、措置費対象施設が地域区分の見直しを行ったことから、障害児サービスの地域区分についても見直しを行った。

# 地域区分の概要

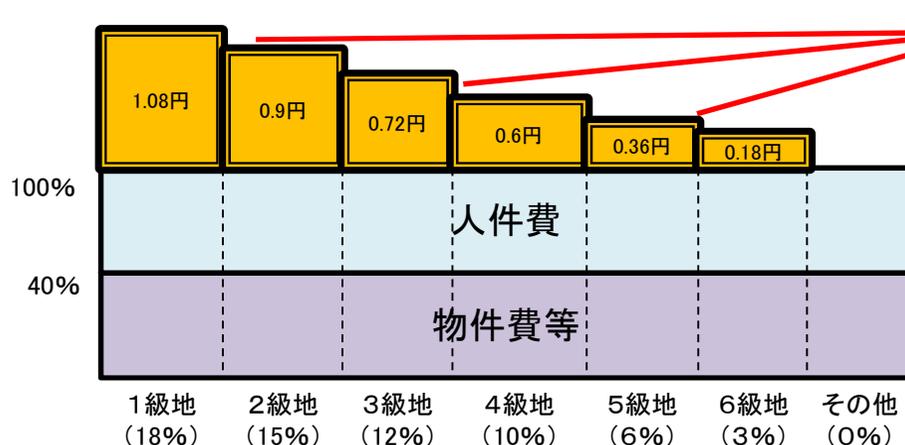
## 1. 基本的考え方

- 障害福祉サービス等報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別（サービス別）に1単位当たりの単価を割増している。
- 当該地域は、国家公務員の地域手当の区分を基本としており、国家公務員の地域手当の設定がない地域については、隣接する地域の実情を踏まえ、独自に地域区分を設定している（次頁参照）。

## 2. 障害福祉サービスの費用（報酬）単価の割増し

- 報酬単価は1単位10円を基本として、地域別の上乗せ割合に人件費割合を乗じて割り増しされる。
- 地域区分の上乗せ割合は
  - ①障害者サービスは以下の7区分
    - ・ 1級地（18%）、2級地（15%）、3級地（12%）、4級地（10%）、5級地（6%）、6級地（3%）、その他（0%）
  - ②障害児サービスは以下の8区分（現行の国家公務員の地域手当の区分と並び）
    - ・ 1級地（20%）、2級地（16%）、3級地（15%）、4級地（12%）、5級地（10%）、6級地（6%）、7級地（3%）、その他（0%）

【人件費割合が60%のサービスのイメージ】



人件費の地域差を反映

例：特別区の場合

1単位の単価 = 10円 + (10円 × 地域別上乗せ割合 × サービス別人件費割合)

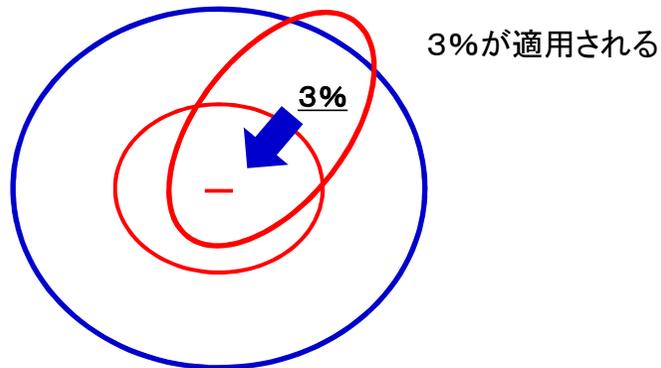
$$= 10円 + (10円 \times 18\% \times 60\%) \rightarrow 11.08円$$

## 障害者サービス

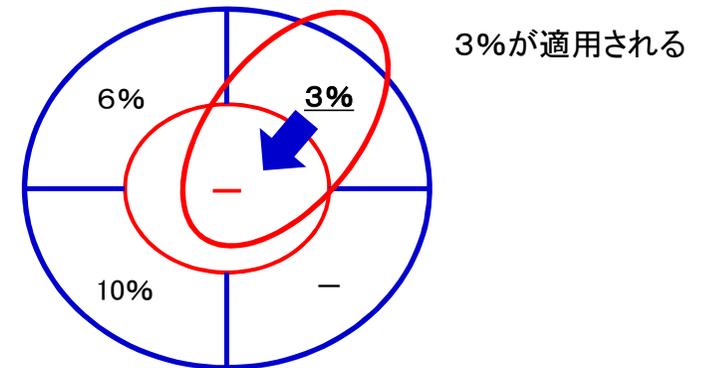
○ 国家公務員の地域手当の設定がない地域については、次の要件のいずれかに該当する場合に、周辺の国家公務員の地域手当の支給対象地域(以下「対象地域」という。)の上乗せ割合の区分のうち、低い区分により設定する。

- (1) 対象地域に周囲を囲まれている地域
- (2) 複数の対象地域に隣接している地域

【(1)対象地域に周囲を囲まれている地域】



【(2)複数の対象地域に隣接している地域】



## 障害児サービス

○ 国家公務員の地域手当の設定がない地域については、次の要件のいずれかに該当する場合に、別途地域区分を設定する。

- (1) 対象地域に三方以上囲まれている地域(首都圏、近畿圏内で、市に限る)
  - ☛ 上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考にして設定
- (2) 以前官署が所在した地域
  - ☛ 上乗せ割合は、従前の区分と同様の地域区分を設定 等

# 各制度における地域区分の比較

○ 医療、介護、障害、保育の各制度における地域区分(人件費の地域差の調整)の取扱いは以下のとおり。

	介護	保育	医療	障害		公務員(国家公務員又は地方公務員)給与(地域手当)
				障害者	障害児	
基本的考え方	公務員(国家公務員又は地方公務員)の地域手当に準拠(地域手当の設定がない地域については、別途ルールを設定)		国家公務員の地域手当に準拠(地域手当の設定がない地域について別途ルールを設定)			
区分の数	8区分	8区分	8区分	7区分	8区分	8区分
上乗せの考え方(割合又は点数) ※平成27年度～の算定例	介護報酬に含まれる人件費相当分に右記割合を乗じて地域ごとの単価を設定  (単価の算定例) 介護報酬×単位の単価  (東京都特別区) 1,000単位×11.40円 (その他)1,000単位×10.00円	公定価格に含まれる人件費相当分に右記割合を乗じて地域ごとの単価を設定  (単価の算定例) 級地区分ごとの単価を設定  (東京都特別区) (乳児)177,760円 (その他)(乳児)153,010円 *90人定員規模	診療報酬に含まれる人件費相当分を考慮し、入院基本料等に加えて地域ごとの報酬を設定  (単価の算定例) (東京都特別区) 入院基本料等+(18点×10円) (その他) 入院基本料等+0円 * 一般病棟7:1 入院基本料 → 例 1,591点(1日につき)	障害福祉サービス等報酬(障害者)に含まれる人件費相当分に地域ごとの報酬単価を設定  (単価の算定例) 障害福祉サービス等報酬(障害者)×単位の単価  ※居宅介護の場合 (東京都特別区) 1,000単位×11.08円 (その他)1,000単位×10.00	障害福祉サービス等報酬(障害児)に含まれる人件費相当分に地域ごとの報酬単価を設定  (単価の算定例) 障害福祉サービス等報酬(障害児)×単位の単価  ※児童発達支援の場合 (東京都特別区) 1,000単位×11.12円 (その他)1,000単位×10.00	20%、16%、15%、12%、10%、6%、3%、0%
地域手当の設定がない地域にかかる取扱い	※ 人口5万人未満の市・町村・通勤者率の設定なしの地域について国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域に複数隣接する地域区分のうち、国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域の低い区分から本来の「その他(0%)」までの範囲内の区分を選択できる。	※ 人口5万人未満の市・町村・通勤者率の設定なしの地域について国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域に複数隣接する地域区分のうち、国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域の低い区分により設定。	以下の要件のいずれかに該当する場合は上乗せ対象とする。 ・地域手当の支給対象地域(以下「対象地域」という。)に周囲を囲まれている地域 ・複数の対象地域に隣接している地域 ※上乗せ点数(または割合)は、周辺の対象地域の上乗せ点数(または割合)の区分のうち、低い区分により設定。	以下の要件のいずれかに該当する場合は上乗せ対象とする。 ・国家公務員の地域手当支給地域に三方以上囲まれている地域(首都圏、近畿圏内で、市に限る) ※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考にして設定  ・以前官署が所在した地域 ※上乗せ割合は、従前の区分と同様		
直近の見直し時期	平成27年4月1日(注2)	平成27年4月1日(注2)	平成28年4月1日(注6)	平成24年4月1日(注2)	平成27年4月1日(注5)	平成27年4月1日(注3)
経過措置	各自治体の意見を踏まえた設定。(注4)	現行の地域区分から割合が引き下がる市町村等については、現行と同じ割合とする経過措置を設定。	平成28年3月31日においてA218地域加算の対象地域であったが、同年4月1日以降対象から外れた地域については平成30年3月31日までの間に限り、7級地とみなす。	無し	平成27年度から段階的に引上げ、平成28年度から完全施行	○ 俸給表は平成27年4月1日に切替え ○ 地域手当の支給割合は段階的に引上げ

(注1) 医療保険制度は、報酬単価を割増しするのではなく、加算する仕組み。

(注2) 報酬改定にあわせて見直しを実施。(医療は平成28年度診療報酬改定にあわせて見直しを実施。保育は平成27年4月1日施行予定の子ども・子育て支援新制度にあわせて見直しを実施。障害(障害者)は平成24年度改定の見直し内容が平成27年度に完全施行のため、平成27年度改定では見直しせず)

(注3) 人事院規則の規定により10年を基本に見直すこととされている。(次回見直しは平成37年4月1日予定)

(注4) 介護:自治体からの意見を踏まえ設定。

(注5) 社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の考え方に準拠。(注6) 平成28年6月7日及び7月27日、通知の一部訂正及び変更に関する事務連絡を发出。

# 地域区分の見直しに係る論点

- 障害福祉サービス等報酬における地域区分については、これまで、民間の賃金の実態を踏まえた国家公務員の地域手当に準拠して設定されてきたが、障害者サービスの地域区分については、直近の国家公務員の地域手当の見直しが反映されていないことから、平成30年度報酬改定における地域区分の見直しについてどう考えるか。
- また、介護報酬(以下「介護」という。)等の他制度との地域区分設定の考え方や、障害福祉サービス等においても、障害者サービスと障害児サービスとで地域区分設定の考え方に差異があることについて、どう考えるか。



## 《障害者サービスの地域区分》

- 区分については、国家公務員の地域手当に準拠し、現行の7区分から8区分に見直しを行ってはどうか。その際、類似制度である介護における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分及び上乗せ割合に合わせることはどうか。

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
現行	18%	15%	12%	10%	6%	3%	—	0%
見直し後	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%

- その上で、上乗せ割合が引き上がる(引き下がる)自治体においては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、経過措置として、平成30年度から平成32年度までの間、見直し前の上乗せ割合と見直し後の上乗せ割合の範囲内で自治体が選択した区分を設定できるようにしてはどうか。

## 《障害児サービスの地域区分》

- 障害者サービスと同様に、類似制度である介護における地域区分との均衡を考慮し、地域区分及び上乗せ割合に合わせることはどうか(その際、障害者サービスと同様の経過措置を設ける)。

# 地域区分見直し後の適用地域(案)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地			7級地				その他		
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%			3%				0%		
地域	東京都 特別区	東京都 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 千葉県 船橋市 成田市 習志野市 浦安市 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 清瀬市 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 志木市 和光市 新座市 ふじみ野市 千葉県 市川市 川口市 津島市 佐倉市 市原市 八千代市 稲沢市 印西市 東京都 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 北本町 座間市 綾瀬市 寒川町 愛知県 刈谷市 豊田市 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市	宮城県 仙台市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 平塚市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 伊勢原市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 袖ヶ浦市 白井市 酒々井町 栄町 東京都 福生市 武蔵村山市 羽村市 奥多摩町	宮城県 仙台市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 平塚市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 伊勢原市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 袖ヶ浦市 白井市 酒々井町 栄町 東京都 福生市 武蔵村山市 羽村市 奥多摩町	神奈川県 三浦市 秦野市 葉山町 大磯町 二宮町 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市 春日井市 津島市 碧南市 安城市 西尾市 稲沢市 知立市 豊明市 日進市 愛西市 北名古屋 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 大治町 蟹江町 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 福津市 余島市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 京田辺市 木津川市 精華町	大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 志岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 兵庫県 明石市 猪名川町 生駒市 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 和泉市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 飯能市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市 八街市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 東京都 瑞穂町 檜原村 神奈川県 箱根町 新潟県 新潟市	富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 ひたちなか市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 塩尻市 岐阜県 大垣市 多治見市 各務原市 可児市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 福美町 播磨町	愛知県 豊橋市 一宮市 瀬戸市 半田市 豊川市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 豊須市 清山町 大口町 扶桑町 飛島村 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 三重県 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 福美町 播磨町	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域
地域数	23	6	24	22	52	137			169				1308		

※ 当該表は、介護報酬における地域区分及び上乗せ割合を、機械的に当てはめた場合の地域区分の適用地域(第148回社会保障審議会介護給付費分科会(平成29年10月27)で示された、介護報酬における平成30年度から平成32年度までの地域区分の適用地域(案)と同一)。

※ この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする予定。

## 【参考】 地域区分と1単位あたり単価(障害者サービス)

○障害者サービス(見直し後の最終区分:平成27年度に完全移行)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

※ 激変緩和の経過措置として、平成24年度～平成26年度にかけて、引き上がる(下がる)分の上乗せ割合を、毎年度「1/4」ずつ段階的に引き上げ(下げ)を行っており、平成27年度から完全移行。

# 【参考】 地域区分と1単位あたり単価(障害児サービス)

○障害児サービス(見直し後の最終区分:平成28年度に完全移行)

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円	
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円								
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円	
保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
			自閉症児の場合	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
	盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
			併設する施設が主たる施設の場合	11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円
			肢体不自由児の場合	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
	医療型 (含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円							
肢体不自由児の場合		10円									
重症心身障害児の場合		10円									
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		

# 【論点6】 公立減算について

## 現状・課題

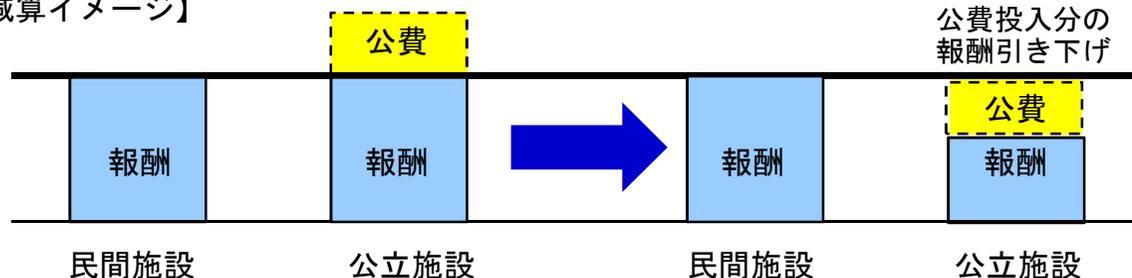
- 公立施設の報酬については、民間施設と比較した場合、報酬とは別に、
  - ①人件費引当金相当額(施設従事者の給与の引上げ金)
  - ②減価償却費相当額(施設の建替え・設備の買替え)が投入されていることを踏まえ、民間施設の報酬との均衡を考慮して報酬を減算(965/1,000)している。
- 現状においては、指定管理者制度が制度化され、公の施設の管理を民間事業者へ委ねることが可能となったことから、公の施設であっても、上記①、②の経費が投入されていない「公設民営」の施設も存在するなど、運営形態が多様化し、地方自治体から、
  - ・ 施設運営を圧迫している
  - ・ 介護保険制度には同様の措置がなく制度間の均衡を失っているなど、公立減算の見直しを求める要望がある。

※1 公立減算の対象サービス:療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、障害児入所施設

※2 公立施設の減算については、措置制度においては、民間施設給与等改善費として民間施設に加算される形で創設され、支援費制度、障害者自立支援法施行時においては、減算という形で踏襲されている。

※3 指定管理施設についても、原則として公立減算の対象となる。

【公立施設の減算イメージ】



# 公立減算に係る論点

- 指定管理者制度が導入され、公立減算の導入時と状況が変化しており、施設の運営形態が多様化している中で、公立減算のあり方についてどう考えるか。



- 過去に自治体に聞き取りを行ったところによると、約90%の指定管理施設において修繕費、人件費、運営費及びその他の経費の補助を受けている。
- また、平成29年経営実態調査の結果をみると、公立減算の対象サービスにおいて、公設公営施設の収支差率は-32.6%、指定管理施設の収支差率は-6.6%とマイナスとなっているものの、
  - ・ 設置者である自治体から、補助金や指定管理料等として、公設公営施設については年間約570万円、指定管理施設においても年間約2,243万円の公費が別途投入されていること
  - ・ 収支差率を引き下げている大きな要因としては、給与費割合が過大となっていることが考えられること等の実情を鑑み、公立減算については引き続き維持することとしてはどうか。

# 公施設における収支差率等の状況(平成28年度決算)

- 平成28年度決算における公施設の収支差率をみると、公設公営施設が-32.6%、指定管理施設が-6.6%とマイナスとなっている(公立減算対象サービス全体(※)の収支差率は5.6%)。
- また、公施設に対する設置者からの公費の投入状況をみると、公設公営施設が約570万円、指定管理施設が約2,243万円となっている。
- 収入に占める給与費割合をみると、公立減算対象サービス全体では、63.7%であるのに対し、公設公営施設は103.9%、指定管理施設は79.8%と給与費割合が過大となっている。

※ 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、障害児入所施設

(単位:千円)	全体 (公立減算対象サービス)		公設公営		指定管理	
①収益	70,593	100.0%	48,696	100.0%	66,390	100.0%
うち事業活動収益	69,002	97.7%	48,698	100.0%	63,953	96.3%
自立支援費等・措置費・運営費収益	62,411	88.4%	41,347	84.9%	55,679	83.9%
利用料収益	4,920	7.0%	3,204	6.6%	4,206	6.3%
補助事業等収益	488	0.7%	870	1.8%	2,365	3.6%
その他	1,184	1.7%	3,276	6.7%	1,702	2.6%
②費用	66,622	94.4%	64,561	132.6%	70,765	106.6%
うち事業活動費用	63,471	89.9%	64,550	132.6%	67,267	101.3%
給与費	44,982	63.7%	50,619	103.9%	53,002	79.8%
減価償却費	3778	5.4%	16	0.0%	395	0.6%
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 1451	-2.1%	0	0.0%	▲ 1	0.0%
委託費	2,626	3.7%	3,687	7.6%	4,203	6.3%
その他	13,536	19.2%	10,229	21.0%	9,667	14.6%
収支差(③=①-②)	3,971	5.6%	▲ 15,865	-32.6%	▲ 4,375	-6.6%
客体数	3,675		68		95	
設置者からの運営補助金	-	-	5,797		0	
指定管理料	-	-	0		23,070	
預かり金(設置者への返還金)	-	-	▲ 83		▲ 635	
合計	-	-	5,714		22,435	